

自己判定方式（写真判定）による罹災証明書の交付

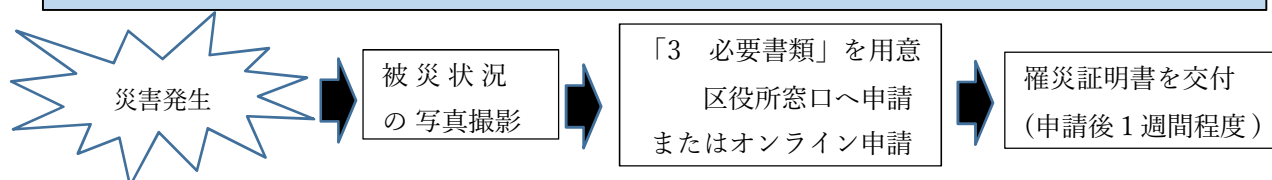
神戸市では、住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式（写真による判定）による判定が可能です。「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、1棟の家屋で被害が10%未満の罹災判定のことです。

自己判定方式（写真による判定）は、**実地調査を行いませんので、調査の順番待ちの必要がありません。短期間で罹災証明書をお受け取りいただけるというメリットがあります。**

※ 非住家（工場・店舗等）の場合は、罹災届出証明を申請してください。

※ 住家の床下浸水の場合、調査結果は「準半壊に至らない（一部損壊）」になります。

1 申請の流れ



2 「準半壊に至らない（一部損壊）」の目安

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じ、そこから雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 など

※ 自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、実地調査をご活用ください。（裏面写真参照）

3 必要書類

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）（郵送の場合は写し）
- (2) 対象となる住家の位置を示した地図等（任意）
- (3) 写真（被害がわかるもの ※裏面「写真撮影のポイント」参照）
 - ①建物の全景（4面）（隣家等と近接して撮影できない箇所は無くても結構です）
 - ②表札（ない場合は撮影不要です）
 - ③被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
- (4) 罹災証明書交付申請書（窓口で申請する場合）
- (5) 切手を貼って宛先を記入した返信用封筒（郵送の場合）

4 申請方法

- (1) 窓口で申請する場合

「3 必要書類（1）～（5）」を被災家屋所在地の区役所（罹災証明交付申請窓口）へ持参ください。

- (2) e-KOBEで申請する場合

右の二次元コードを読み取り、e-KOBEの画面から必要事項をご入力の上申請ください。写真等のアップロードも可能です。



自己判定方式の場合の写真撮影のポイント

被害状況を写真で記録するには、**全体からみる被害箇所の大きさ**がわかるようにすることが重要です。

ポイント① 家の外と中の写真を撮る

ポイント② 全体と被害部分の写真を撮る

■家の外の写真の撮り方■

1. まず、**離れた場所から家の全景写真**を撮りましょう。カメラ・スマホなどで、なるべく**4方向**から撮るようにします。

2. 次に、被害を受けた箇所を部分別に撮りましょう。部分別とは、

- ①屋根
- ②外壁
- ③基礎
- ④ドアや窓などの建具
- ⑤配管やベランダ等の設備

いずれも**全体と、被害を受けた部分を撮影**しましょう。

屋根は見えにくいので、可能であれば、近くの高い建物にのぼるなどして、**なるべく上から**撮影をお願いします。

3. 水害の場合、床下浸水が自己判定方式の対象です。**浸水の深さ**がわかるように、**地面から、外壁や基礎などに残っている跡までの高さ**を、メジャーなどをあてて測り、**目もりが見える**ようにして撮ります。

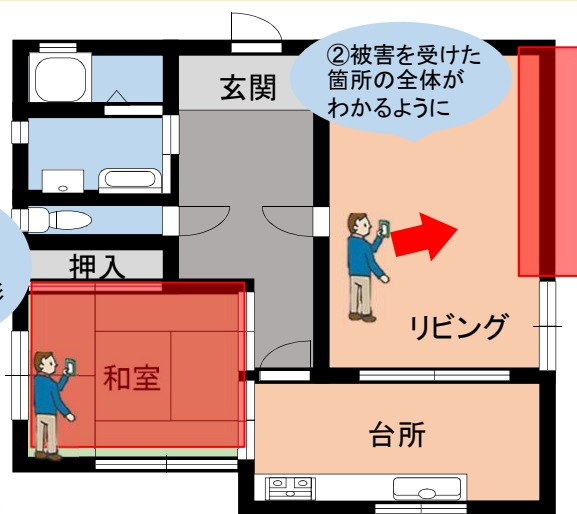
■家の中の写真の撮り方■

1. 家の中は、**被災した部屋の全景写真**と被害箇所の**アップ**の写真を両方を撮影しましょう。**被害を受けた部屋・箇所を撮影**しましょう。

2. 撮影箇所は、

- ①構造部分（内壁、床、天井、柱）
- ②建具（窓、ドア、襖、障子 など）
- ③設備（システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など）

いずれも**全体と、被害を受けた部分**を撮影しましょう。



全景



屋根



外壁



基礎



建具



1棟の家でこれらすべての被害を足し合わせても、一部損壊です。（めやす）

天井



内壁



柱



設備

